

## 熊本地震災害義援金の募集期間延長について

熊本地震災害義援金の募集期間を下記のとおり延長します。

- 義援金名称 平成 28 年熊本地震災害義援金
- 募集期間 平成 29 年 3 月 31 日 (金) まで
- 義援金受入口座

金融機関	支店名	口座番号	名義
東日本銀行	大宮支店 (212)	普通預金 395533	日本赤十字社 常陸大宮市地区災害 義援金 代表 三次 真一郎

**問** 日本赤十字社常陸大宮市地区(本庁 福祉課内)  
☎52-1111 内線133 FAX 54-0024

## マタニティ教室

日時		内容
8/17 (水)	9:30 ~ 11:30 (受付/9:15 ~ 9:30)	・母親の生活リズムの 大切さ ・胎児を育てる食生活

- 場 所 総合保健福祉センター(かがやき)
- 対 象 者 おおよそ妊娠 20 週以降の方  
※平成 28 年 12 月・平成 29 年  
1 月出産予定の方へは個別で案内を送付します。
- 持 ち 物 親子(母子)健康手帳  
妊娠届出時にお渡しした資料
- 申込方法 8 月 10 日(水)までに電話でお申し込みください。

**申込・問** かがやき 健康推進課健康推進G  
☎54-7121

## 国民健康保険に加入している方へ 限度額適用認定証及び限度額適用・標準負担額減額認定証の更新について

現在常陸大宮市国民健康保険に加入している方がお持ちの「限度額適用認定証」または「限度額適用・標準負担額減額認定証」の有効期限は平成 28 年 7 月 31 日までとなっています。平成 28 年 8 月以降も引き続き限度額適用認定証等を使用する場合は、再度申請を行う必要があります。

ご希望の方は、医療保険課または各総合支所市民福祉課の窓口で手続きをしてください。

申請は随時受け付けますが、限度額適用認定証等が使用できるのは申請した月の 1 日からです。

○手続きに必要なもの

- ・国民健康保険被保険者証 ・印鑑(朱肉を使うもの) ・世帯主及び対象者の個人番号がわかるもの
- ・市民税非課税世帯の方で、過去1年間の入院期間が91日以上の方は、入院期間を確認できる書類(医療機関の領収書など)

※平成 27 年中の所得の申告をしていない世帯、国民健康保険税に未納がある世帯の場合は交付されないことがありますのでご注意ください。

**【限度額適用認定証等について】**

入院や外来等で医療費が高額になる場合、国民健康保険被保険者証とともに限度額適用認定証等を窓口にて提示することで、一医療機関ごとのひと月分の医療費の負担(保険適用分)が自己負担限度額までとなります。限度額適用認定証等は事前の申請が必要となります。申請が必要な方は下表のとおりです。

区 分	認定証申請手続き	保険証とともに医療機関等に提示するもの
70歳未満の方	認定証の申請 をしてください	限度額適用・標準負担額減額認定証
		限度額適用認定証
70歳以上の方	認定証の申請は 必要ありません	高齢受給者証及び 限度額適用・標準負担額減額認定証
		高齢受給者証

※この場合の市民税非課税世帯とは、同一世帯の世帯主とすべての国民健康保険被保険者が市民税非課税の世帯です。

※自己負担限度額は所得区分等により異なります。詳しくはお問い合わせください。

※市民税非課税世帯の方は「限度額適用・標準負担額減額認定証」を提示すると、入院時の食事代も減額になります。

**問** 本庁 医療保険課医療保険G ☎52-1111 内線164

**山支** 市民福祉課市民福祉G ☎57-2121 (代表) **美支** 市民福祉課市民福祉G ☎58-2111 (代表)

**緒支** 市民福祉課市民福祉G ☎56-2111 (代表) **御支** 市民福祉課市民福祉G ☎55-2111 (代表)